

証券コード 6164
2021年3月4日

株 主 各 位

新潟県長岡市西陵町221番35
株式会社太陽工機
代表取締役社長 渡辺 剛

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否のご表示をいただき、2021年3月23日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 新潟県長岡市西陵町221番35 当社本社2階会議室
3. 目的事項
報告事項 第36期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.taiyokoki.com>）に掲載させていただきます。
 - ◎ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について>

◎株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 当日ご来場される株主様におかれましては、マスクをご着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- 発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大予防対策へのご協力が得られない場合は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 株主総会会場では、座席間隔を広く確保するため、ご用意できる座席が例年より大幅に減少しております。当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 株主総会後の工場見学会は、本年は取りやめさせていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止及びご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、本株主総会よりお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当社の対応について

- 当社役員及び株主総会スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して実施する予定です。

◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.taiyokoki.com>）においてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の工作機械業界は、日本工作機械工業会が発表した工作機械受注実績（2020年1月1日から2020年12月31日まで）が前年比で26.7%減少し、夏ごろを境に回復基調にあるものの、新型コロナウイルス感染症の世界的流行にともなう経済環境の悪化を主因に、不透明な状態が継続いたしました。

当社もこうした環境の影響を受け、通期受注は前期比38.7%の減少となりました。しかしながら夏以降、受注状況は高い水準ではないものの緩やかな回復傾向にあり、特に経済活動を早期に再開した中国市場においては、前期比68.0%の著しい増加となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、当社のプライベートショーを含む展示会等が中止になったり、お客様と直接お会いしての営業活動が制限された一方で、早期にオンラインによる商談や立会いの体制を整えたほか、ウィズコロナの時代を見据え、ウェブを活用した販売促進の基盤の整備に努めてまいりました。また、前期に引き続き経費や作業工数の削減、業務の合理化等の徹底により、コスト低減と生産性の向上を図ってまいりました。

当事業年度の受注高は4,269,227千円（前期比38.7%減）となりました。うち当社主力機種である立形研削盤は3,246,363千円（前期比35.4%減）、横形研削盤は918,954千円（前期比43.8%減）、その他専用研削盤は103,909千円（前期比66.4%減）となりました。

生産高は6,248,819千円（前期比39.0%減）となりました。うち立形研削盤は4,656,946千円（前期比40.3%減）、横形研削盤は1,369,278千円（前期比34.0%減）、その他専用研削盤は222,594千円（前期比38.4%減）となりました。

売上高につきましては、7,082,389千円（前期比35.0%減）となりました。うち立形研削盤は5,310,035千円（前期比35.5%減）、横形研削盤は1,486,049千円（前期比33.5%減）、その他専用研削盤は286,305千円（前期比32.8%減）となりました。

損益につきましては、営業利益515,343千円（前期比71.1%減）、経常利益516,235千円（前期比71.1%減）、当期純利益345,276千円（前期比71.8%減）となりました。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額（無形固定資産を含む）は46,386千円であり、その主なものは、工具、器具及び備品及びソフトウェアであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する工作機械業界は、経済環境の変化により、需要が大きく変動する業界であります。その中であって、持続的な成長と安定した経営基盤を整備していくため、以下の項目を重点課題と位置づけ、取り組みを行ってまいります。

① 営業展開

国内市場においては、立形研削盤の開発・販売をリードしており、ブランド名としても浸透してまいりましたが、海外市場においてはまだまだ拡大の余地が残されております。海外駐在員や現地技術営業スタッフの増員等により営業活動を強化するとともに、海外におけるサービス体制も確立させ、更なる海外市場の深耕を進めてまいります。

② 製品開発

労働力不足や熟練技術の補完を目的とした自動化・省人化ニーズは今後も継続的な需要が見込まれることから、今後も研削盤を核としたトータルシステムの開発力をより一層向上させ、拡販を進めていく方針です。設立以来30余年で培ってきた確かな研削技術を基盤に、引き続きお客様のニーズをタイムリーに反映した製品開発を進めてまいります。

③ 法令等遵守

法令等遵守を徹底するための施策と、役員・従業員全員を対象とした教育研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の醸成と浸透を図っております。今後も法令等の改正や社会的要請の動向に応じて、コンプライアンス強化に向けた取り組みを行ってまいります。

現在、日本工作機械工業会では、2021年における工作機械の年間受注額が1兆2,000億円になるとの見解を示しております。海外向けを中心に回復を見込み、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年並みの水準となる見通しです。

当社におきましても、2021年度は海外を中心として、特に米州・欧州における受注の回復を期待しております。業種別では、半導体製造装置関連の投資が高い水準で続き、自動車関連における電動化や自動運転に向けた新たな投資が活発化のほか、産業機械関連、工作機械関連、ロボットなどほぼすべての業種で回復を見込んでおります。新型コロナウイルスの感染拡大状況は依然として懸念材料であるものの、市場ニーズを捉えた製品の投入を軸に提案型営業をさらに強化し、需要の発掘及び当社製品の普及拡大に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第33期 2017年12月期	第34期 2018年12月期	第35期 2019年12月期	第36期(当期) 2020年12月期
売上高(千円)	7,363,529	9,723,112	10,894,691	7,082,389
経常利益(千円)	956,935	1,660,003	1,788,167	516,235
当期純利益(千円)	653,556	1,157,188	1,226,126	345,276
1株当たり当期純利益	111円22銭	195円73銭	206円85銭	58円12銭
総資産(千円)	5,807,023	7,267,418	7,814,972	7,337,895
純資産(千円)	4,428,211	5,327,455	6,286,740	6,420,755

(注) 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はDMG森精機株式会社であり、同社は当社の株式を2,988,000株（議決権比率50.1%）保有しています。当社は親会社との間で、主として研削盤を販売する等の取引を行っております。

親会社等との間の取引に関しては、他の取引先と同様に市場価格を勘案して、その都度価格交渉を行った上で決定しております。また当社取締役会においても同様の理由で、当社の利益を害することはないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社は、DMG森精機株式会社グループに属し、研削盤の製造・販売会社として事業を確立させております。

当社の事業内容は、立形研削盤・横形研削盤・その他専用研削盤の3つの製品群に区分をしております。

立形研削盤は、当社独自の技術を用いて開発した、垂直方向から加工対象物を削る研削盤であります。製品のラインナップとしては、中大型部品の加工には標準機種であるNVGⅡシリーズ、また同機種をベースに精度と加工効率を更に高めたハイスペックマシンNVGHシリーズと汎用性を重視したVertical Mateシリーズを展開しており、小型部品の加工には長年ご支持をいただいているIGVシリーズを取り揃えております。更に高生産性を追求した次世代機としてCVGシリーズ、PGVシリーズ及びUSGシリーズも提供しており、お客様の幅広いご要望にお応えしております。

横形研削盤は、他社が主力製品とし、一般に広く利用されている研削盤であります。当社では、CNC内面研削盤のベストセラーで研削スピンドル2本仕様のIGHシリーズを始め、円筒研削盤のCGNシリーズ、MGSシリーズと用途に応じた製品を展開し、高い精度と剛性を追求しております。

その他専用研削盤は、ネジ部品の加工に特化したTGNシリーズを始め、お客様からの多様なオーダーに対応した機種であり、当社の高度な技術力をもって製品提供しております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社 及 び 工 場	新潟県長岡市西陵町221番35
東 部 営 業 所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目340番地
中 部 営 業 所	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35番16号
西 部 営 業 所	大阪府吹田市広芝町4番1号

(9) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
238名	10名増	36.7歳	10年8ヶ月

(注) 使用人数は、他社からの出向者を含む就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,956,400株（自己株式 2,189株を含む。）
 (3) 当期末株主数 2,050名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
D M G 森 精 機 株 式 会 社	2,988,000	50.1
株 式 会 社 渡 辺	508,000	8.5
株 式 会 社 井 高	216,000	3.6
太 陽 工 機 従 業 員 持 株 会	179,100	3.0
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	144,600	2.4
渡 辺 登	100,000	1.6
株 式 会 社 第 四 銀 行	80,000	1.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80,000	1.3
神 林 忠 弘	69,200	1.1
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	42,300	0.7

- (注) 1 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（2,189株）を除いて計算しております。
 2 株式会社第四銀行は2021年1月1日付で株式会社北越銀行と合併し、株式会社第四北越銀行と社名変更をしております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度末日において当社役員が有する新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 剛	
取締役副社長	棚 橋 基 裕	
専務取締役	小 林 秋 男	管理部長
取 締 役	森 雅 彦	DMG森精機株式会社代表取締役社長
取 締 役	柿 沼 康 弘	慶應義塾大学理工学部教授
取 締 役	多 賀 谷 実	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	大 野 和 彦	
監 査 役	間 瀬 宏	株式会社井高専務取締役 株式会社井高トレーディングス取締役
監 査 役	大 野 義 彰	
監 査 役	佐 藤 壽 雄	株式会社マグネスケール監査役

- (注) 1 取締役のうち柿沼康弘氏及び多賀谷実氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、柿沼康弘氏及び多賀谷実氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 2 監査役のうち大野義彰氏及び佐藤壽雄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、大野義彰氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 3 監査役大野義彰氏は株式会社第四銀行で常務取締役及び常勤監査役に就任していた経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役佐藤壽雄氏は親会社であるDMG森精機株式会社で取締役管理本部長及び常勤監査役に就任していた経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

取締役多賀谷実氏は2020年3月27日開催の第35期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。

取締役渡辺登氏、高村寛義氏、加藤祐司氏及び間瀬宏氏は2020年3月27日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。

監査役間瀬宏氏は2020年3月27日開催の第35期定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（うち社外取締役）	9名（3名）	132,142千円（11,400千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	27,945千円（7,500千円）
合 計	13名	160,087千円

- (注) 1 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 2019年3月27日開催の第34期定時株主総会において、取締役の報酬限度額（ストック・オプションを除く）は年額400,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）と決議いただいております。また別枠で、取締役（社外取締役を除く）について2018年3月27日開催の第33期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議いただいております。
- 3 2014年6月12日開催の第29期定時株主総会において、監査役の報酬限度額（ストック・オプションを除く）は年額30,000千円以内と決議いただいております。
- 4 2008年6月20日開催の第23期定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションに係る報酬等の限度額は年額15,000千円（うち社外取締役2,000千円）、監査役に対するストック・オプションに係る報酬等の限度額は年額5,000千円（うち社外監査役3,000千円）と決議いただいております。
- 5 上記報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）6名に対する譲渡制限付株式による報酬額が12,800千円含まれております。
- 6 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受け取った役員としての報酬額は2,400千円です。
- 7 期末現在の人員は取締役6名、監査役4名であります。無報酬の取締役が1名在任しております。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 柿沼 康弘

慶應義塾大学理工学部の教授であり、当社と同大学との間に重要な取引関係はありません。

取締役 多賀谷 実

日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。

監査役 佐藤 壽雄

株式会社マグネスケールの監査役であり、同社は当社親会社であるDMG森精機株式会社の子会社であります。当社と同社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	柿 沼 康 弘	13回中13回の取締役会に出席し、大学教授としての技術分野における高い見識を活かして、経営政策及び議案審議に適宜発言を行っております。
取 締 役	多 賀 谷 実	10回中10回の取締役会に出席し、日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長としての会社経営における高い見識を活かして、経営政策及び議案審議に適宜発言を行っております。
監 査 役	大 野 義 彰	13回中13回の取締役会及び8回中8回の監査役会に出席し、議案審議に際し、適宜質問を行い意見を表明する等、監査機能を十分に発揮しました。
監 査 役	佐 藤 壽 雄	13回中13回の取締役会及び8回中8回の監査役会に出席し、議案審議に際し、適宜質問を行い意見を表明する等、監査機能を十分に発揮しました。

(注) 多賀谷実氏は、2020年3月27日開催の第35期定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会の出席状況となっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
18,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
18,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。
- 2 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、責任限定契約を締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 基本方針

当社は、企業理念・経営方針等の各種行動指針、ルールにより、取締役及び役職員の具体的行動にいたる判断基準を明示しております。

今後も、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育指導、組織横断的な統括等において、実効的に機能しうる体制の確立を図ってまいります。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、取引関係を含めて一切の関係を遮断することで会社及び役職員の安全を確保する旨の指針を明示しております。

具体的には、対応責任者（社長）・対応窓口（管理部長及び管理部総務課）を設け、外部専門機関と連携しつつ、対応マニュアルによる運用や情報の収集管理を行っております。

今後も、担当部署のスキルアップや役職員への周知徹底を目的とした研修の充実を図り、さらなる対応強化に努めてまいります。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報等を管理保存しており、また取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。

今後も、各種情報管理規程及び文書管理規程を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしてまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、マネージメントシステムによる労働安全衛生、品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務におけるリスク管理を徹底しております。

今後も、代表取締役社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のリスク管理を網羅的及び総括的に管理できる体制の構築に取り組んでまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下に掲げる経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定
- ② 取締役会、経営会議における取締役及び幹部職員の職務執行報告と監査役による職務執行監視
- ③ 取締役会、経営会議による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門毎の業績目標、予算の設定及びITを活用した月次、四半期毎の業績管理の実施
- ④ 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、電子稟議書、週報システムの連結ベースでの運用、連結ベースでの各種定例会議を通じて親会社及び関係会社と連携し、その適正を確保することに努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、その使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人を配置してございませんが、今後監査役からの求めに応じて随時対応してまいります。

なおその場合、補助人員の人事異動、評価などは、監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的に意見交換を実施する方針でございます。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役が、取締役会、経営会議などの定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役又は役職員に報告を求めています。

今後も、取締役及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役会又は監査役に当該事実を報告することとします。また、監査役会又は監査役は取締役又は役職員等に対し報告を求めることができるものとします。

当社は、監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底しております。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとします。

- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会又は監査役が、取締役会又は取締役、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。

今後ともこのような体制を維持し、継続してまいります。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度において、当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会を13回開催した他、経営会議を15回開催し、情報の共有化を図るとともに、適切な内部統制システムの構築、運用に努めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修を行うとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに対する実効性の向上を図っております。

③ 監査役の監査

当社の監査役会は、社外監査役を含む4名で構成されております。監査役会を8回開催し、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また会長及び社長と定期的に意見交換を行う他、会計監査人及び内部監査室との連携、取締役会及び経営会議への提言を適宜行い、監査の実効性の向上を図っております。

④ 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。内部監査の結果に関しては、社長及び監査役に報告を行っております。

⑤ リスクマネジメント

当社の情報セキュリティ対策として、外部からのウイルスや攻撃等に対するセキュリティリスクについては、日々監視を行っており、万全の対策を整えております。またサーバ室については、特定の人物のみがセキュリティカードを使用しての入室が可能となっており、室内に監視カメラを設置しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[6,082,648]	【流動負債】	[626,377]
現金及び預金	2,721,136	買掛金	177,850
売掛金	1,610,447	リース債務	73,807
仕掛品	1,396,708	未払金	107,438
原材料及び貯蔵品	302,828	未払費用	67,679
前払費用	36,591	未払法人税等	93,337
その他	15,936	製品保証引当金	48,969
貸倒引当金	△1,000	その他	57,295
【固定資産】	[1,255,246]	【固定負債】	[290,761]
(有形固定資産)	(990,420)	リース債務	268,901
建物	472,863	長期未払金	21,860
構築物	52,508		
機械及び装置	126,253	負債合計	917,139
車両運搬具	0	純資産の部	
工具、器具及び備品	26,221	【株主資本】	[6,420,755]
土地	312,573	資本金	700,328
(無形固定資産)	(61,238)	資本剰余金	532,380
ソフトウェア	60,578	資本準備金	387,828
電話加入権	659	その他資本剰余金	144,552
(投資その他の資産)	(203,587)	利益剰余金	5,188,968
長期前払費用	53,970	その他利益剰余金	5,188,968
繰延税金資産	92,927	繰越利益剰余金	5,188,968
敷金及び保証金	55,692	自己株式	△921
その他	996	純資産合計	6,420,755
資産合計	7,337,895	負債純資産合計	7,337,895

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日
至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,082,389
売 上 原 価		5,351,802
売 上 総 利 益		1,730,586
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,215,243
営 業 利 益		515,343
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	49	
助 成 金 収 入	11,409	
受 取 手 数 料	1,090	
そ の 他	2,355	14,905
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,786	
割 増 退 職 金	1,945	
支 払 手 数 料	1,400	
そ の 他	1,880	14,013
経 常 利 益		516,235
税 引 前 当 期 純 利 益		516,235
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	158,001	
法 人 税 等 調 整 額	12,957	170,959
当 期 純 利 益		345,276

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日
至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	700,328	387,828	129,601	517,429	5,081,190	5,081,190
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△237,498	△237,498
自 己 株 式 の 処 分			14,951	14,951		
当 期 純 利 益					345,276	345,276
当 期 変 動 額 合 計	-	-	14,951	14,951	107,778	107,778
当 期 末 残 高	700,328	387,828	144,552	532,380	5,188,968	5,188,968

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△12,207	6,286,740	6,286,740
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△237,498	△237,498
自 己 株 式 の 処 分	11,285	26,236	26,236
当 期 純 利 益		345,276	345,276
当 期 変 動 額 合 計	11,285	134,015	134,015
当 期 末 残 高	△921	6,420,755	6,420,755

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

(通常の販売目的で保有するたな卸資産)

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 ・ 仕 掛 品……………個別法

原 材 料……………個別法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

(リース資産除く)

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～31年

機械及び装置 7年～10年

無 形 固 定 資 産……………定額法

(リース資産除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方
法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につい
ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につい
ては個別の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上して
おります。

製品保証引当金……………製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過
去の売上高に対する支出割合に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によ
って
おります。

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点において当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼすものではありませんが、収束時期等については不確定要素が多く、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,236,086千円
--------	-------------

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記されるものを除く）

短期金銭債権	1,055,051千円
--------	-------------

短期金銭債務	2,855千円
--------	---------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,008,684千円
-----	-------------

仕入高	18,019千円
-----	----------

その他	32,002千円
-----	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	増加数 (株)	減少数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,956,400	—	—	5,956,400
自己株式				
普通株式	28,989	—	26,800	2,189

(注) 自己株式の変動事由の概要

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 26,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	148,185	25	2019年 12月31日	2020年 3月30日
2020年8月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	89,313	15	2020年 6月30日	2020年 9月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89,313	15	2020年 12月31日	2021年 3月25日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,621千円
貸倒引当金	304千円
原材料及び仕掛品評価損	19,746千円
製品保証引当金	14,915千円
研究開発費	11,106千円
一括償却資産	1,852千円
減価償却超過額	1,045千円
譲渡制限付株式報酬	21,378千円
その他	15,955千円
繰延税金資産小計	92,927千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	92,927千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(有形固定資産)

本社工場増設部分 (建物、構築物) であります。

2. オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

未経過リース料

1年以内	83,833千円
1年超	388,533千円
合計	472,366千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入れによる資金調達を実施する方針であります。また、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの与信残高管理及び期日管理を行うとともに、信用情報の定期的な把握に努めております。なお、ほとんどの営業債権は短期に決済されるものであります。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に短期の運転資金の調達を目的としたものであり、月々の入出金を把握し、効率的な資金調達を行うため、必要に応じて借入れを行っております。

リース債務は、主に工場増築の資金調達を目的としたものであります。毎月のリース債務の返済額は固定されており、市場金利の変動リスクには晒されておられません。

また、借入金、リース債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画の定期的な見直し、金利状況の把握等により、リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,721,136	—	—
(2) 売掛金	1,610,447	—	—
資産計	4,331,583	—	—
(1) リース債務 (※)	342,709	342,121	△587
負債計	342,709	342,121	△587

※ リース債務は、流動負債及び固定負債の合計となっております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を市場金利状況及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,720,045	—	—	—	—	—
売掛金	1,610,447	—	—	—	—	—

3 リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	73,807	268,901	—	—	—	—

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 当社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	DMG森精機 株式会社	奈良県 大和郡山市	51,115	工作機械 の製造 及び 販売	(被所有) 直接 50.1%	当社製品及び 部品の販売、 部品の仕入、 展示会企画の委託、 役員の兼任	研削盤 の販売 及び サービス	2,008,684	売掛金	1,055,051

- (注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうち、売掛金には消費税等が含まれておりません。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の 近親者	渡辺登	—	—	当社会長	(被所有) 直接 1.6%	前当社 代表取締役会長	報酬の 支払	26,100	—	—

- (注) 1 取引金額には消費税等が含まれておりません。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
報酬の支払については、業務委託契約の内容に基づき、両者協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,078円36銭
1株当たり当期純利益 58円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 200,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に占める割合3.35%)
- (3) 株式の取得価額の総額 240,000千円 (上限)
- (4) 取得期間 2021年2月15日～2021年8月10日

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

株式会社太陽工機
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 見並 隆一 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太陽工機の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月2日

株式会社太陽工機 監査役会

常勤監査役	大野和彦	㊟
監査役	間瀬宏	㊟
社外監査役	大野義彰	㊟
社外監査役	佐藤壽雄	㊟

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

第36期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭と致します。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円 総額89,313,165円
なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき30円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	わたなべ つよし 渡 辺 剛 (1977年11月2日生)	2001年3月 千葉工業大学工学部 卒業 2001年4月 当社 入社 2012年4月 当社海外営業部長 就任 2014年6月 当社取締役海外営業部長 就任 2017年10月 当社常務取締役海外営業部長 就任 2019年7月 当社代表取締役社長 就任（現任）	40,000
2	たなはし もとひろ 棚 橋 基 裕 (1962年8月16日生)	1981年3月 新潟県立長岡工業高等学校 卒業 1981年4月 ユニオンツール株式会社 入社 1986年8月 当社 入社 2002年9月 当社開発部次長 就任 2005年1月 当社営業部長 就任 2006年6月 当社取締役営業部長 就任 2014年6月 当社常務取締役営業部長 就任 2017年10月 当社専務取締役 就任 2019年7月 当社取締役副社長 就任（現任）	19,900
3	こばやし あきお 小 林 秋 男 (1956年10月26日生)	1979年3月 新潟大学工学部 卒業 1979年4月 小松造機株式会社 （現 株式会社小松製作所） 入社 1989年11月 当社 入社 2003年5月 当社生産統括部長 就任 2004年6月 当社取締役生産統括部長 就任 2006年6月 当社常務取締役製造部長 就任 2012年4月 当社常務取締役品質保証部長 兼 管理部長 兼 プロセスエンジニアリング部長 就任 2014年2月 当社常務取締役品質保証部長 兼 管理部長 兼 生産管理部長 就任 2019年2月 当社常務取締役管理部長 就任 2019年7月 当社専務取締役管理部長 就任（現任）	28,400

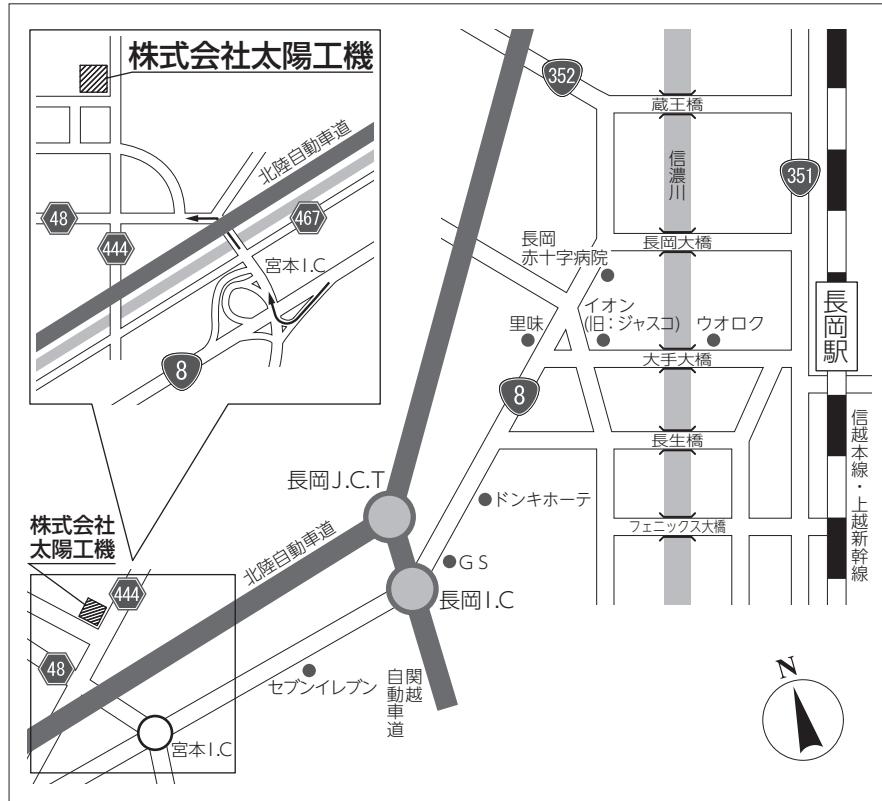
候補者 番号	ふり が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
4	もり まさひこ 森 雅彦 (1961年9月16日生)	1985年3月 京都大学工学部 卒業 1985年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 1993年4月 株式会社森精機製作所 (現 DMG森精機株式会社) 入社 1994年6月 同社取締役 就任 1996年6月 同社常務取締役 就任 1997年6月 同社専務取締役 就任 1999年6月 同社代表取締役社長 就任 (現任) 2001年6月 当社取締役 就任 (現任) [DMG森精機株式会社代表取締役社長 兼任]	24,000
5	かきぬま やすひろ 柿沼康弘 (1977年9月18日生)	2002年3月 慶應義塾大学工学部 卒業 2006年3月 慶應義塾大学大学院工学研究科 修了 博士(工学) 取得 2011年4月 慶應義塾大学工学部准教授 (システムデザイン工学科) 2019年3月 当社取締役 就任 (現任) 2019年4月 慶應義塾大学工学部教授 (現任) (システムデザイン工学科) [慶應義塾大学工学部教授 兼任]	—
6	た が や みのる 多賀谷実 (1970年8月12日生)	1994年3月 京都大学工学部 卒業 1994年4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2000年7月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 入社 2014年6月 同社取締役 就任 2016年6月 同社取締役常務執行役員 就任 2019年6月 同社代表取締役社長 就任 (現任) 2020年3月 当社取締役 就任 (現任) [日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 兼任]	—

- (注)
- 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2 森 雅彦氏は、当社の親会社であるDMG森精機株式会社の代表取締役社長であります。
 - 3 柿沼康弘氏及び多賀谷実氏は社外取締役候補者であります。
 - 4 社外取締役候補者の選任理由について
 - (1) 柿沼康弘氏は、慶應義塾大学理工学部教授であり、技術分野における高い見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
 - (2) 多賀谷実氏は、日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、会社経営に対して高い見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 5 社外取締役候補者の就任後の年数について
柿沼康弘氏の当社取締役就任後の期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
多賀谷実氏の当社取締役就任後の期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
 - 6 会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、柿沼康弘氏及び多賀谷実氏との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 7 当社は柿沼康弘氏及び多賀谷実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 8 所有株式数は、2020年12月31日現在の株式数を記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 新潟県長岡市西陵町221番35
当社本社 2階会議室
電話 0258 (42) 8808



◎JR長岡駅より車で約30分

◎関越自動車道長岡I.C.より車で約10分